

特記仕様書

業務番号：令和7年度 第210号

業務名：土砂流出対策水路用地測量設計業務委託

業務箇所：明日香村大字稲渕地内

1. 適用

本業務の履行に当たっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等共通仕様書（案）（令和2年10月奈良県県土マネジメント部）」「測量作業共通仕様書（令和2年10月奈良県県土マネジメント部）」及び、国土交通省公共測量作業規定及び同運用基準」（以下「共通仕様書等」という。）によるものとする。

2. 目的

本業務は、明日香村稲渕地区において土砂流出対策水路の設計を行い、工事発注に必要な関連図書の作成をおこなうものである。

3. 業務の内容

（1）用地測量業務

・作業計画	1 業務
・現地踏査	1 業務
・公図等の転写	2,000 m ²
・地籍測量図転写	2,000 m ²
・土地の登記記録調査	2,000 m ²
・権利者確認調査（当初）	2,000 m ²
・公図等転写連続図作成	2,000 m ²
・用地境界仮杭設置	2,000 m ²
・境界点間測量	2,000 m ²
・面積計算	2,000 m ²
・用地実測図原図作成	2,000 m ²
・用地平面図作成	2,000 m ²
・土地調書作成	2,000 m ²
・用地幅杭設置測量	0.1 km
・地積測量図の作成	3 筆

（2）設計業務

1) 流末水路詳細設計 N=1 式

1) 設計計画

業務の目的・趣旨を踏まえ、業務計画書を作成し、調査職員に提出する。また設計に必要な資料収集・整理を行う。

2) 設計条件の確認

受注者は、貸与資料等を基に計画水路の流域状況（流出量）、現況水路状況（流下能力）等を把握した上で、流末水路の設計に当たって必要となる設計条件を確認する。

3) 設計図

設計計算により決定した水路の構造図面及び工事発注に必要となる図面を作成する。

4) 数量計算

「土木工事数量算出要領(案)」により、工事発注に必要となる数量計算書を作成する。

5) 施工計画

工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握したうえで、施工計画案を策定する。

また、施工計画により必要となる仮設構造物（仮排水路、工事用道路等）を計画する。

6) 照査

照査技術者により、設計基本条件の運用と手順、設計細部条件の設計方針と手段、成果品の正確性・適切性及び整合性について照査を行う。

7) 報告書作成

設計成果をとりまとめた設計報告書、設計図（縮小版）、等を作成する。

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記業務の成果品とする。

- ・「令和6年度 第217号 土砂流出対策測量設計業務委託 報告書」

5. 打合せ協議

- (1) 当該業務における打合せは、初回（業務着手時）・中間（3回）・納品（成果品納入時）の計5回行うものとする。
- (2) 中間打合せは、調査職員からの指示があった場合、地元関係者を交えて行う。また、中間打合せの回数は調査職員と協議の上、変更できるものとする。中間打合せの回数が変更となった場合、設計変更の対象とする。
- (3) 初回打合せ及び納品打合せには、原則として管理技術者が立会うものとする。
- (4) 打合せ後は受注者が打合せ記録簿を作成し、発注者と受注者の双方が確認の上、速やかに監督員に提出し、各1部を保管するものとする。

6. 成果品の提出

本業務において提出する成果品は以下のとおりとする。

- ① 報告書(簡易製本版) 1部
- ② 電子成果品（CD-RまたはDVD） 2部（正1・副1）
- ③ 図面（縮小版A3） 1部

7. 土地への立入り等

- (1) 現地調査を実施する場合、必ず自己の身分証を携帯して業務にあたるものとする。
- (2) 身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等からの請求があった時は、これを提示するものとする。
- (3) 身分証明書の内容については、請負契約に基づく業務を行うものである事の証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- (4) 受注者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となった時は、遅延なく発注者に返却するものとする。
- (5) 業務の実施に伴う植物の伐採、垣、柵等の除去又は、土地若しくは工作物の一時使用により生じる損失については受注者の負担とする。

8. 管理技術者及び照査技術者、主任技術者

以下のいずれかの資格を有する者を管理技術者及び照査技術者、主任技術者として配置すること。

なお、照査技術者は管理技術者及び主任技術者を兼ねることはできないものとする。

(1) 設計業務

①管理技術者

- ・技術士：総合技術監理部門（建設一河川、砂防及び海岸・海洋）又は建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）
- ・シビルコンサルティングマネージャー：（河川、砂防及び海岸・海洋）

②照査技術者

- ・技術士：総合技術監理部門（建設一河川、砂防及び海岸・海洋）又は建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）
- ・シビルコンサルティングマネージャー（河川、砂防及び海岸・海洋）

(2) 用地測量業務

①主任技術者

- ・測量法に規定する測量士の登録を受けている者を主任技術者として配置すること。

9. その他

- ・業務の実施に必要な資料で一般に公表・市販されている資料は、受託者で用意するものとする。
- ・その他、本仕様書に定めない事項は奈良県県土マネジメント設計業務等共通仕様書によるものとする。